

土地借受料の取扱いについて（通知）

- 第 1 福山市普通財産（不動産）貸付要領を準用する。（基準借受料）
- 第 2 基準借受料（貸付要領から算出した額）と実質借受料に著しい差がある場合は、原則として、3年間で基準借受料に到達するよう調整するものとする。
- 第 3 第 2 に拠り難い特別な事情がある場合は、その理由を付した処理案（調整計画）を作成するものとする。